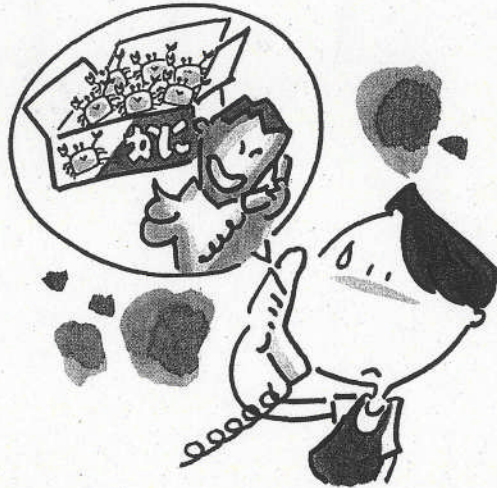


# カニなどの電話勧誘販売

## 生活 パイロット



2009年12月か  
ら、電話勧誘や訪問販  
売によるカニなどの生  
鮮食品については、う  
っかり承諾してしまっ  
た。クーリングオフ  
は、商品ではなく契  
約書面を受領後、8日  
間可能です。県内では  
商品と書面(はがきな  
ど)を別便で送ってこ  
る事例が発生していま  
すので注意してくださ  
い。

【事例】突然業者か  
ら電話があり、今なら  
カニや海産物を1万円  
にすると言われたので  
了承した。3日後、は  
がきが届いた。それに

## クーリングオフ期間に注意

はお届け日、購入金額、  
クーリングオフのこと  
などが記載されてい  
た。金額は1万3千円  
となっており、高いの  
で解約したい。商品が  
届いてからクーリング  
オフすればよいか。

【アドバイス】  
▼電話勧誘や訪問販  
売で契約した場合、契  
約書面を受け取ってか  
ら8日以内であればク  
ーリングオフできま  
す。これまでは、カニ  
などと一緒に書面が届  
く事例がほとんどでし  
たが、今回は商品より  
早く書面が届いていま  
す。商品が届いた時点  
でクーリングオフ期間  
が過ぎていることもあ  
るようです。届いた書  
面はよく読みましょ  
う。

▼購入の意思がなけ  
ればキツパリと断る事  
が大切です。あいまい  
なやりとりをすると業  
者が一方的に送りつけ  
てくる事例もあります  
ので注意しましょう。

▼疑問が生じたとき  
や、トラブルが起きた  
場合は、できるだけ早  
く、近くの市町村の消  
費生活相談窓口やアイ  
ネス(県消費生活セン  
ター)に相談ください。  
(県消費生活・男女  
共同参画プラザ)アイ  
ネス、☎097・53  
4・0999消費生  
活相談電話)